

1 はじめに

近年、我が国における技術水準の向上、各研究開発機関における開発件数の増加、企業戦略としての工業所有権の重要性の高まりなどをうけて、先進技術分野を中心に特許出願が急増してきた。このような大量出願状況下において特許庁の審査処理能力は、出願件数の増加に追いつかず、審査が遅延し、国内外から出願特許の早期権利化を望む声が日増しに強くなっている。

そこで、今回、特許庁は迅速・的確な審査処理こそが特許制度の健全な発展に不可欠であるとして、審査期間の短縮に向けて、特許出願及び特許情報をデータベース化し出願から審査、審判、登録までの特許事務処理及び情報提供をコンピュータを利用して効率的に処理するペーパーレスシステムを構築した。今回当社はこのペーパーレスシステムの一環であるパソコンを利用したオンラインシステムを導入したので、以下その概要について説明する。

2 オンラインシステムの概要

パソコンを利用したオンラインシステムとは、これまで

「書面」及び「フレキシブルディスク(FD)」を郵送又は直接特許庁に提出して行っていた特許出願手続を、パソコンを使って特許庁との間でオンラインで行うシステムであり、図1にその体系を示す。

2.1 オンラインシステムの内容

(1) オンライン出願 ①

出願手続・中間手続のデータをオンラインで特許庁に送信する。対象は特許・実用新案の出願手続・中間手続意匠、商標を含めた四法の登録手続、権利維持年金の納付手続である。

(2) オンライン発送 ②

オンライン出願した手続に対する特許庁からの中間書類の発送を、オンラインで行う。対象は手続補正指令書処分書、通知書、物件提出命令、拒絶理由通知書及び特許査定、登録査定、拒絶査定の各謄本である。

(3) オンライン請求 ③

証明書の交付申請、出願書類などの閲覧申請を、オンラインで行う。対象は証明請求(優先権証明書、認証付特許原簿)、閲覧請求である。

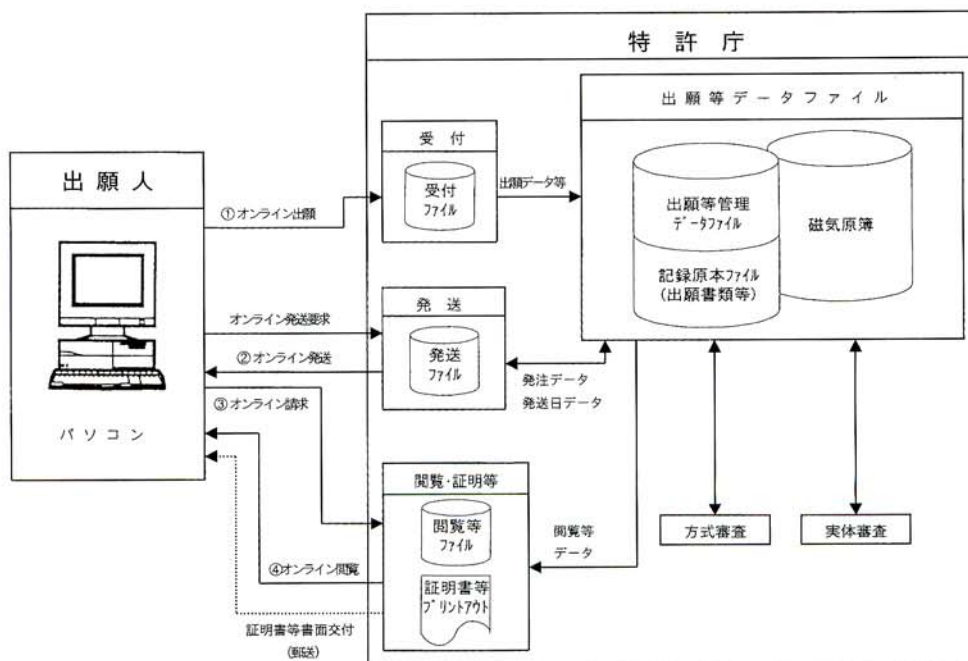


図1 オンラインシステム体系図

Fig.1. Systematic diagram of patent application online system

※1 技術開発本部 知的財産部

(4) オンライン閲覧④

オンライン請求で閲覧申請した出願書類などを、オンラインで閲覧する。対象は手続書類，発送書類，出願経過書類及び登録原簿である。

3 設備の構成

今回，当社知的財産部に導入したハードウェア／ソフトウェアの概要は次のとおりで，図2に示すシステム構成とした。

- (1) Windows搭載パソコン
CPU：Pentium 200MHz
主記憶装置：32MB
補助記憶装置：3G
- (2) CD-ROMドライブ
出願ソフトインストール時に使用
- (3) イメージスキャナ及び作図ソフト
イメージスキャナを用いて図面や数式などを記載した書面をBMP形式又はGIF形式で読込む32ビットTrue Color対応のイメージスキャナ及び作図ソフト
- (4) プリンタ
各種帳票類を印刷するためのWindows95対応のプリンタ
- (5) ワープロソフト等
HTML形式のファイルを作成するワープロソフト

(6) WWWブラウザ

パソコン出願ソフトで作成したHTML形式の送信ファイルを画面表示する際に使用

(7) ターミナルアダプタ

適用回線：INSネット64

ダイヤルアップネットワーク：同期PPP

非同期／同期PPP

交換機能

同期PPP：回線速度64kbps

4 事前手続

4.1 ISDNに加入

オンライン用のパソコンは特許庁のホストコンピュータと，NTT回線（INSネット64）を利用して接続されている。INSネット64の基本サービスで提供される「発信者番号通知サービス」を「呼毎通知許可」として契約した。

4.2 特許庁への事前手続

- (1) 電子出願ソフトCD-ROM交付請求
特許庁に対し電子出願ソフトCD-ROM交付請求書を提出し，電子出願ソフトの交付を受けた。
- (2) 電子情報処理組織使用届の提出

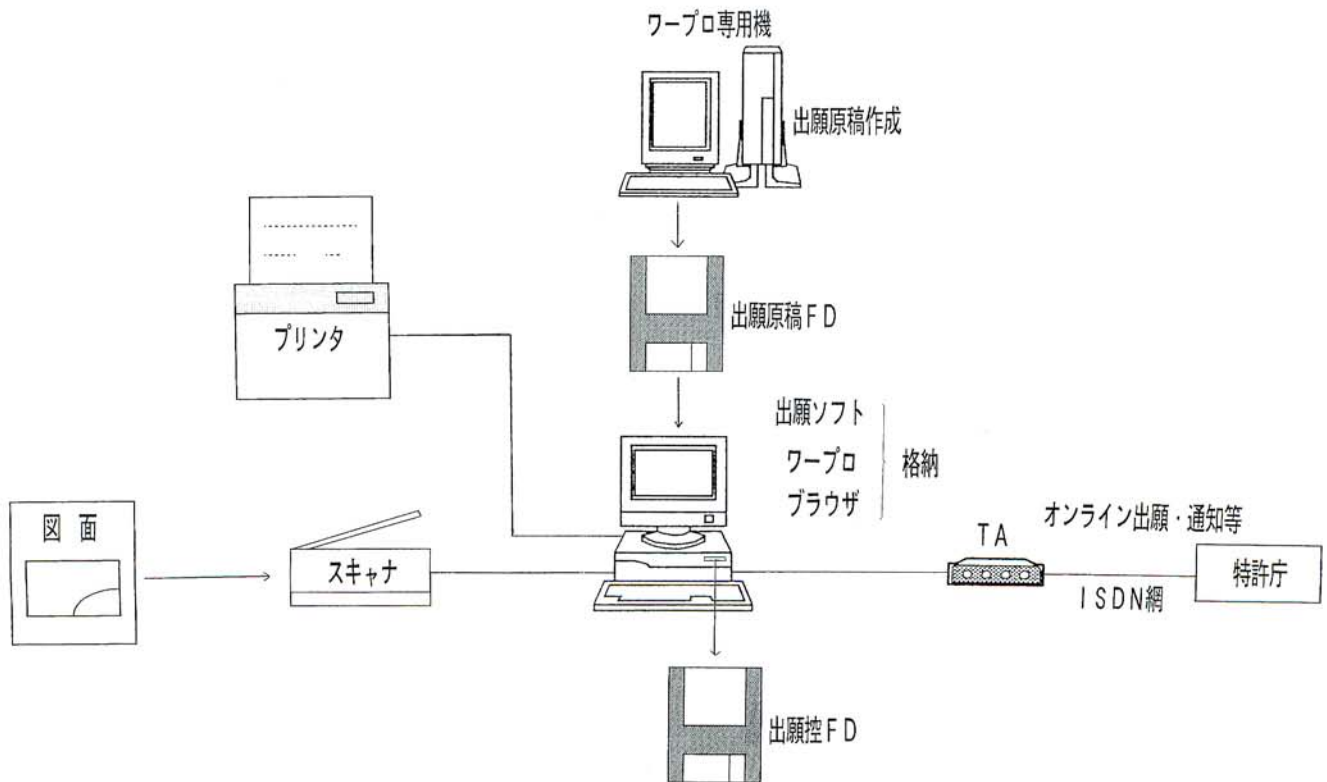


図2 システム構成図
Fig.2. Configuration of system

パソコンを利用したオンラインシステムの使用に際して、特許庁に電子情報処理組織使用届を提出した。

(3) 料金予納届の提出

これまでの特許印紙を指定書面に貼付して納付する方法は、オンラインシステムでは不可能であるため、事前に手数料などを納付しておく手続を取った。

5 オンラインシステム導入の効果

(1) 出願(中間)手続の迅速化

これまでは、出願(中間)手続作業はすべて郵送で行っていたが、本システムでは即時に行うことができる。なお、受付時間は国民の休日を除き、月曜から金曜の午前9時から午後8時までである。

(2) ペーパーレス化

出願書類及び中間書類などは、すべて電子化することができるので、情報の共有化が容易になり、また、用紙

が削減できる。

(3) 他社の公開出願データの即時閲覧

特許庁のファイルに記録されている他社の公開出願データの閲覧が容易となるため、他社の技術動向調査などが、促進でき、自社技術の開発に貢献できる。

(4) 手続費用納付の簡素化

手続費用の事前納付により、個々の手続ごとに費用を特許印紙で納付する作業が省略できる。

6 あとがき

今回は、パソコンによる特許出願のオンラインシステムを導入したが、将来的には、図3に示すように、知的財産部のパソコンと他部門のパソコンとを社内LANで接続して特許庁や各種情報機関から入手した特許情報及び技術情報の共有化を図り、製品開発の効率的促進に寄与したく考えている。

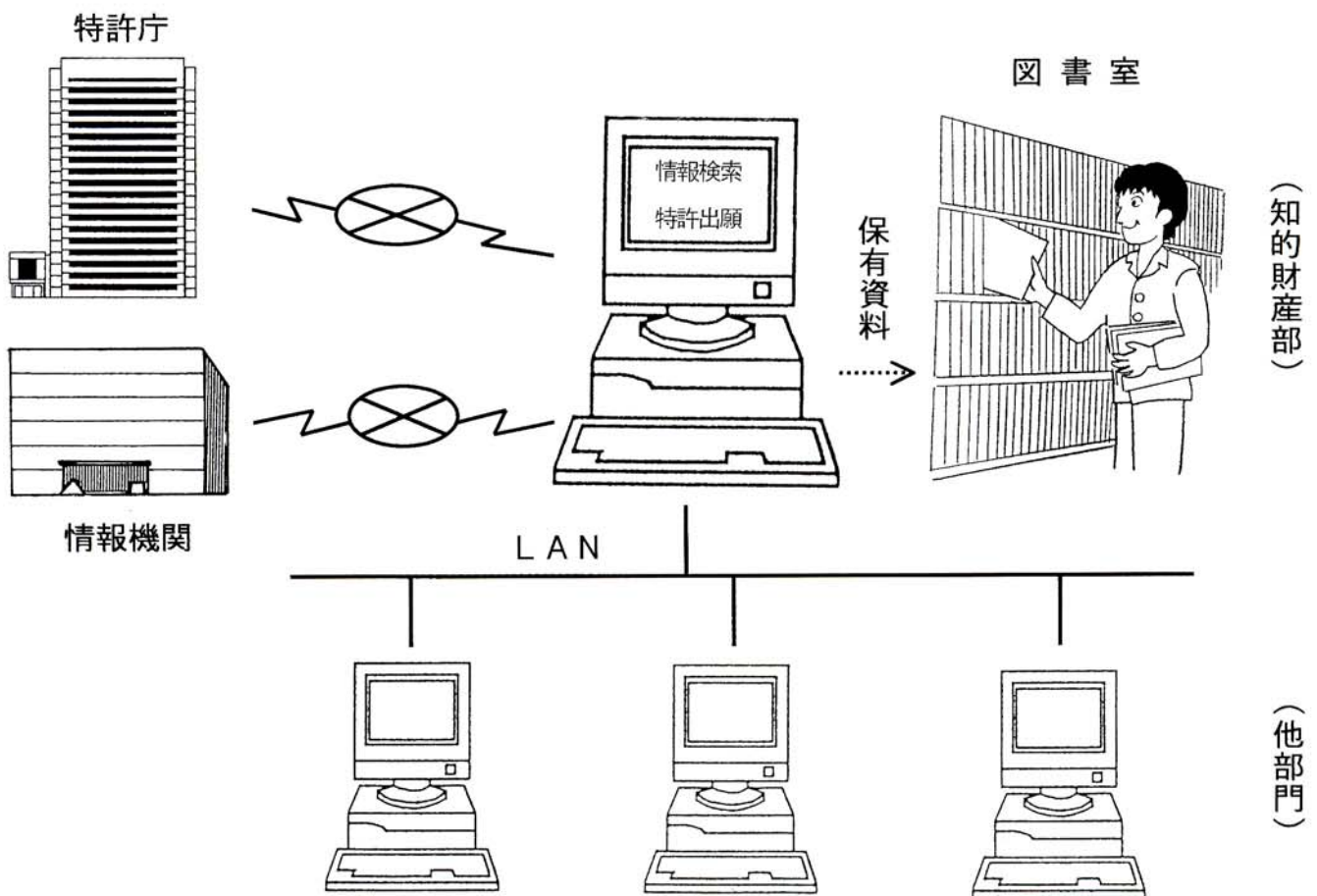


図3 将来構想図
Fig.3. The future plan